

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 27日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県山陽小野田市石井手一丁目19番1号	
氏 名 ジャパンファインスチール株式会社	
代表取締役社長 陣田 尚	
電話番号 0836-83-4982	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ジャパンファインスチール株式会社
事業場の所在地	山口県山陽小野田市石井手一丁目19番1号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	金属製品製造業
② 事業の規模	3,661百万円
③ 従業員数	150名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「廃棄物処理一覧表」のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「産業廃棄物の処理に係る管理体制」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（2024年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
排出量	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり

(これまでに実施した取組)

別紙「産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
排出量	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり

(今後実施する予定の取組)

別紙「産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

廃棄物の種類毎に分別し、所定の場所で保管する

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

廃棄物の種類毎に分別し、所定の場所で保管する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（年 2024度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	(これまでに実施した取組) 別紙「産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	(今後実施する予定の取組) 別紙「産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	全処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	(これまでに実施した取組)		
	別紙「産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	全 処 理 委 託 量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙2-2の通り	別紙2-2の通り
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙「産業廃棄物の排出の抑制に関する事項」のとおり		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	579 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 廃棄物処理一覧表

発生源	廃棄物	処理・処分
洗浄工程	廃酸（特別管理）	金属分回収後残渣、高炉用ペレット又は鉄源に再利用
		焼却後、セメント原料化
		中和脱水後、セメント原料化
熱処理工程	廃酸（特別管理）	焼却後残渣、高炉用ペレット又は鉄源に再利用
	廃アルカリ	焼却後、セメント原料化
	廃酸	焼却後、セメント原料化
	汚泥	焼却後、セメント原料化、コンクリート固化
	廃プラ	焼却後、セメント原料化
伸線工程	汚泥	焼却後、セメント原料化
	廃プラ	焼却後、セメント原料化
撚線工程	廃油	焼却後、セメント原料化
排水処理工程	中和汚泥	社内の汚泥脱水施設にて脱水後、処分業者にて焼却後セメント原料化
研究開発	廃油	焼却後、セメント原料化
Niめっき工程	廃酸	焼却後、セメント原料化

別紙 産業廃棄物の処理に係る管理体制

統括責任者		所 属	職・氏名：IT・FA・設備G GL
廃棄物担当		組織名：特別管理産業廃棄物管理責任者 MS推進室	職・氏名：IT・FA・設備G SV 職・氏名：MS推進室 室長
		組織人数：3名	
役割	環境管理委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生の抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－設備G GL ・委員－関連部署担当者 ・事務局－MS推進室室長	
	廃棄物処理統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 工場の廃棄物管理規定の策定、改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物管理担当GL (特管責任者)	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物処管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項	
廃棄物管理組織 代表取締役 IT・FA・設備G（廃棄物処理統括責任者） IT・FA・設備G（特別管理産業廃棄物管理責任者） 環境管理委員会 IT・FA・設備グループ 廃棄物管理担当 製造グループ 産業廃棄物処理責任者 技術管理者 経営管理室 MS推進室 技術G 開発部門 ー各生産ラインー 廃棄物担当者			

別紙 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 現状

廃棄物の種類		具体的取組
汚泥	汚泥、潤滑汚泥	・ 水分を蒸発させ搬出量を抑制する
	中和汚泥	・ 中和剤に特管の廃アルカリを使用し、汚泥の抑制をはかる ・ 生産ラインの酸の持ち出しを少なくし、汚泥の抑制をはかる
廃酸	特別管理産業廃棄物（廃酸）	・ 社内での中間処理量を増やす
	廃 酸	・ 使用効率を上げる
廃アルカリ	特別管理産業廃棄物（廃アルカリ）	・ 排水処理の中和剤として利用する ・ エアワイパーの整備を強化しアルカリの持ち出しを抑制する
	廃アルカリ	・ 使用効率を上げる
廃油	廃 油	・ 使用効率を上げる
廃プラ	廃プラ	・ 外部からの持込量削減 ・ 社内支給ペットボトルの廃止 ・ 梱包資材の再使用を開始 ・ 再生業者での処理割合を増加
木屑	木 屑	・ 外部からの持込量削減

別紙 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 計画

廃棄物の種類		具体的取組
汚 泥	汚泥、潤滑汚泥	・ 水分を蒸発させ発生量を抑制する
	中和汚泥	・ 中和剤に特管の廃アルカリを使用し、汚泥の抑制をはかる ・ 生産ラインの酸の持ち出しを少なくし、汚泥の抑制をはかる
廃 酸	特別管理産業廃棄物 (廃酸)	・ 社内での中間処理量を増やす ・ スケールの持ち込みをローラー・ブラシ等用いて抑制
	廃 酸	・ 使用効率を上げる
廃 ア ル カ リ	特別管理産業廃棄物 (廃アルカリ)	・ 排水処理の中和剤として利用する ・ エアワイパーの整備を強化しアルカリの持ち出しを少なくする
	廃アルカリ	・ 使用効率を上げる
廃 油	廃 油	・ 使用効率を上げる
廃 プ ラ	廃プラ	・ 外部からの持込量削減 ・ 梱包資材の再使用を継続 ・ 再生業者での処理割合を増やす
木 屑	木 屑	・ 外部からの持込量削減

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

多量排出事業者 名 称	ジャパンファインスチール株式会社	所在地(市町名)	山陽小野田市	事業の種類	金属製品製造業
-------------	------------------	----------	--------	-------	---------

(単位:トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油																				
	廃酸	579	650					106	220			473	430	473	430	281	230				
	廃アルカリ	0	0									0	0	0	0						
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石棉等																				
	有害産業廃棄物																				
	計 (B)	579	650	0	0	0	0	106	220	0	0	473	430	473	430	281	230	0	0	0	0